

京都市訓令甲第 25 号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

別表第2事業所の長の項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 1件1,000,000円以下の建物、設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。

別表第2事業所の長（南部クリーンセンター所長を除く。）の項第4号を削る。

別表第2事業所の庶務を担当する課長（市税事務所市民税室市民税第一課長及び法人税務課長、固定資産税室固定資産税第一課長並びに納税室収納対策課長及び納税推進課長を含む。）、市税事務所軽自動車税事務所長及び歴史資料館次長の項第14号中「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に、「廃棄処分」を「処分」に改める。

別表第2美術館事務局長の項第5号中「第6条」の右に「及び第8条」を加える。

別表第2中央卸売市場第二市場施設管理課長の項中「中央卸売市場第二市場施設管理課長」を「中央卸売市場第二市場技術管理課長」に改める。

別表第3課長及び医療衛生センター長の項第17号中「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に、「廃棄処分」を「処分」に改める。

別表第3子ども若者未来部長の項及び子ども家庭支援課長の項を削る。

別表第4総務課長及び第二児童福祉センター長の項第14号中「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に、「廃棄処分」を「処分」に改める。

別表第5事業所の長（東京事務所長、元離宮二条城事務所長及び桃陽病院長を除く。）の項第13号中「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に、「廃棄処分」を「処分」に改め、同号を同項第14号とし、同項第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 1件100,000円以下の建物、設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約

並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。

別表第5課長（元離宮二条城事務所総務課長を除く。）及び元離宮二条城事務所副所長の項中「及び元離宮二条城事務所副所長」を削る。

別表第5東京事務所の庶務を担当する次長の項に次の1号を加える。

(9) 1件100,000円以下の建物、設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。

別表第5元離宮二条城事務所副所長の項中「元離宮二条城事務所副所長」を「元離宮二条城事務所長」に改め、同項第6号を削る。

別表第5元離宮二条城事務所総務課長の項第20号中「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に、「廃棄処分」を「処分」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 定例的な寄付受納に係る感謝状の作成に関すること。

別表第5桃陽病院事務長の項第22号中「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に、「廃棄処分」を「処分」に改める。

別表第5土木事務所長の項中第14号を第21号とし、第11号から第13号までを7号ずつ繰り下げ、第10号を第14号とし、同号の次に次の3号を加える。

(15) 京都市水路等管理条例（以下この項において「条例」という。）第7条による水路工事等の承認（2以上の土木事務所の所轄区域に関係のあるものを除く。）に関すること。

(16) 条例第9条による許可（同条第1項第6号に係るもの、2以上の土木事務所の所轄区域に関係のあるもの及び期間の更新に係るものを除く。）及びこれに伴う条例第15条による流水占用料等の減免（同条第3号に係るものを除く。）に関すること。

(17) 条例第19条による地位の譲渡等の承認に関すること。

別表第5土木事務所長の項第9号を同項第13号とし、同項第8号中「以下この項」を「次号及び第14号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第7号を同項第8号とし、同号の次に次の3号を加える。

(9) 河川法（以下この項において「法」という。）第20条による河川工事等の承認（2以上の土木事務所の所轄区域に関係のあるものを除く。）に関すること。

(10) 法第23条から第27条までによる許可（2以上の土木事務所の所轄区域に関係のあるもの及び期間の更新に係るものを除く。）及びこれに伴う流水占用料等の減免に関すること。

(11) 法第34条による権利の譲渡の承認に関すること。

別表第5土木事務所長の項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 建設局の所管に属する水路（京都市水路等管理条例による水路等に該当するものを除く。）の目的外使用の許可（2以上の土木事務所の所轄区域に関係のあるもの及び期間の更新に係るものを除く。）に関すること。

別表第5福祉事務所健康福祉部健康長寿推進課長の項第1号中「売却の見込みのない不用品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に、「廃棄処分」を「処分」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（行財政局人事部人事課）